

教育再生に関する国会論議

～教育再生関連3法案～

文教科学委員会調査室 うかい たかみち
鵜飼 孝導

安倍総理が教育再生を最重要課題として掲げる中、教育再生関連の法案として、「学校教育法等の一部を改正する法律案」（以下「学教法等改正案」という。）、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「地教行法改正案」という。）、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案」（以下「教員免許法等改正案」という。）が提出された。以上の3法案は、衆議院では教育再生に関する特別委員会において、参議院では文教科学委員会において一括して審議され、可決・成立した。3法案の内容は既に本誌268号で紹介済み¹であるため、本稿では、各法案についての主な質疑内容を中心に紹介する。

なお、民主党も、衆参両院において「日本国教育基本法案」とその理念を具体化するための「学校教育力向上3法案」を提出した。4法案は政府案と一括して審議されたが、衆議院において否決、参議院において審査未了となった。

1. 学教法等改正案

(1) 各学校種の目的及び目標の見直し等

教育基本法改正を受けて新設された義務教育の目標規定については、「我が国と郷土を愛する態度」や、「規範意識」などの内容が論点となった。教育基本法に規定された「道徳心」と学教法等改正案の「規範意識」との関係については、多くの場合は重なる部分があるが、道徳心は、「どちらかというと極めて個人的な価値の強い言葉」で、規範意識は、「法に書かれざる暗黙の社会のルールのようなもの」とされたが²、「道徳心」を「規範意識」と言い換えた理由は明確にされなかった。また、規範意識の評価は、道徳や特別活動などの中で教えられることとなるため、評点を付けていない現在の道徳と同様、点数で表すという性格のものではないと説明された³。今後は、教育再生会議の第2次報告において提言された徳育の教科化などとともに、どう具体化されるか注目される。

本法により改めて「9年」とされた義務教育年限については、現在の6・3制の定着度、義務化すなわち無償化に伴う国民負担の在り方を勘案すれば、今のところ年限延長は考えていないが、子どもの発達や基礎学力の向上のために必要との国民世論が起これば、将来、幼児教育や後期中等教育が義務化されることもあり得るとされた⁴。なお、幼児教育の無償化については、総理、文科相及び厚労相から、制度や財源の問題があるが、歳入改革に合わせて総合的に検討するとの答弁がなされた⁵。

(2) 副校長・主幹教諭・指導教諭の設置

学教法等改正案では、学校の組織運営体制や指導体制の確立を図るため、小・中学校等に、副校長・主幹教諭・指導教諭という新たな職を置くことができると規定された。

任意とされた副校長・主幹教諭・指導教諭の設置については、各々の職の想定している内容について、「ガイドラインのようなもの」を示し、「あとは教育委員会の自主的判断にまちなさい」と答弁された⁶。また、副校長・主幹教諭等が、権限と責任を持って担当する校務を取りまとめることにより、事務の効率化を図ることが可能となり、一般教員の授業負担が増えないようにしていくことは可能との答弁がなされた⁷。なお、校長の命を受け校務をつかさどる副校長は、必要があれば命を受けて授業をすることもあるとしている⁸。

特に、副校長等の設置に伴う定数措置がない中で上記答弁のような事務の効率化等についての実効性に疑義が示され、法案審議の段階では定数措置がなされていないことを知らない公述人もおり⁹、制度の周知不足が明らかとなった。定数、処遇については、「年末の予算編成に向けて十分に考えていかなければならないところ」との答弁がなされ¹⁰、来年度の予算編成の中でどのような方向が示されるのか注目される。

なお、副校長等の配置の判断については、校長と教育委員会が話し合いの上で置かないと決めた場合に、文科省が口出しすることはないと確認された¹¹。

(3) 学校評価及び情報提供に関する規定の整備

学校評価については、文科省令である小・中学校の設置基準等の努力義務規定に基づき、平成14年度から取り組まれている。現在は、評価項目などを例示している文科省作成のガイドラインから、各学校が評価項目や指標を自由に取捨選択しながら実施している。自己評価、外部評価、第三者評価のうち、自己評価は、ほぼすべての公立学校で実施されているが、結果の公表率は6割に満たない。今後の課題として、自己評価結果公表の促進、外部評価・第三者評価の実施・公表、設置者である教育委員会への評価結果の報告¹²、評価結果の学校運営への反映などについて議論がなされた¹³。

学校評価を省令から法律事項とした理由については、「教職員等への管理強化を意図するものではなく、学校の創意工夫により、学校評価の取組が一層進むことを目的とする¹⁴」ものと説明された。また、法制化に伴い新たに文科省が定める学校評価のガイドラインについては、その強制力の有無が論点となったが、法的拘束力は有せず、学校評価の方式や、評価項目が必ずこれに沿って行わなければならないという性質のものではないとされた¹⁵。

評価結果の取扱いについては、学校間の競争が過度に加熱することがないよう慎重を期するとともに、学校の序列化のために学校評価を行ってはならないとされ¹⁶、また、よい評価結果の学校に予算を集中的に配分して優遇する考えはないとの答弁がなされた¹⁷。

2. 地教行法改正案

(1) 教育委員会の責任体制の明確化及び体制の充実

【教育委員会の必要性】地教行法改正案では、教育委員会制度は維持したまま、新たに地方教育行政の基本理念を明記し、学識経験者の協力のもと、教育委員会の活動状況を自己点検評価することなどが盛り込まれた。教育委員会の必要性については、地方議会の権能と教育委員会の権能が必ずしも十分に発揮されていないところに、いじめや未履修の問題が起きているとの分析から、教育委員会を再生して、教育委員会にしっかりやってもらう形で、地方での政治的中立性を担保していきたいとの答弁がなされた¹⁸。

これに対し民主党は、予算編成・執行権、人事権が一本になって初めて行政の責任が明確になるとの基本的な考え方に基づき、教育行政を首長に移管するとともに、教育委員会を廃止し、教育監査委員会に改組して首長の事務を評価・監視すること等を内容とする「地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案」(以下「新地教行法案」という。)を提出した。教育行政を首長へ移管することに対しては、政治的中立性について疑問がある等の問題が提起された。これに対し、委員の資質いかんで民意から離れる教育委員会ができ上がる危険性があることや、教育委員を任命するのは首長であり、ある意味では政治的中立性というのは虚構なのではないかとの反論もなされている。文科相は、新地教行法案と教育委員会制度双方に長所も欠点もあるとし、比較検討して、どちらが被害が少ないかという判断をしていると答弁した¹⁹。

【教育委員会の必置義務の撤廃】地方分権改革推進会議、地方制度調査会などから提言があった教育委員会制度の必置義務の撤廃については、文科相が、首長はいろいろな選挙の支持母体があるから、適当な考えだとは思わないと答弁したのに対し、総務相からは、頭から否定するものではないが、今回の時点においては、内閣として地教行法改正案を出しているとし、地方分権の観点から、これからまた検討に値するものだと答弁がなされた²⁰。

(2) 是正要求・指示

【国と地方の関係】地教行法改正案では、文科相が教育委員会に対して是正の要求、是正の指示を行う規定が設けられた。教育行政に対する国と地方の関係については、首長や地方議会が自浄能力を発揮するのが第一であり、国民の権利を守るために国が最小限の関与を行うとの考え方に立ち²¹、「是正の要求や指示は地方自治法上の自治事務に定められた関与の範囲内で行われる」との確認がなされた²²。これに対し、改正規定は地方自治を侵すのではないかという懸念が示されたが、政府から教育の地方分権の方向性が示されることはなかった。

【発動要件】是正要求等の発動要件は、教育委員会の法令違反や怠りであるが、「怠り」の定義が問題とされた。政府からは「怠り」の定義は、不可能であり、怠っている状態の認定はケース・バイ・ケースで、認定が不当だという場合は司法で争うことになるとの考えが示された²³。例として、是正要求に関しては、未履修の状態を教育委員会が放置している場合等、是正の指示に関しては、伝染病が蔓延しても臨時休校しない場合、

いじめにより生徒等の生命身体の保護が明らかに必要でも加害生徒の出席停止等を命じない場合等が挙げられた。また、こうした事態をどのような手段で把握するののかについては、教育委員会に対する各種の調査やヒアリング²⁴、マスコミ報道等国民から寄せられた情報などに基づき、法令の要件に該当するか否かを判断するとされた²⁵。

【審議で明らかとなった事例】教育委員会が全国学力調査への不参加を決めた場合や校舎等の耐震診断を行わない場合には是正要求・指示の対象となるのかが議論された。

教育委員会が全国学力調査への不参加を決めることは是正要求の対象外であるが、参加を決めているのに、一部の学校でそれに対する妨害が行われてテストが実施できない状態を教育委員会が放置している場合は対象になるとされた。なお、全国学力調査が、教育振興基本計画に盛り込まれた場合でも、同計画が国会の承認事項ではなく報告事項であることから、不参加でも対象とはならないとされた²⁶。

また、耐震診断を行わない場合については、現段階では教育委員会として必要な取組が行われつつあること、指導、助言等、他の措置により速やかに実施を促すことが可能なことから、指示の対象外とされたが、将来的には国からある程度の財政的裏付けがなされ、なおかつ地方議会が未実施を放置している場合、是正要求の対象になりうるとされた²⁷。

【法改正の必要性】法改正の前提として、地方自治法の是正の要求や地教行法の指導、助言、援助等の現行制度を通じて、国が自治体に与えている影響の分析や、現行制度の不十分な点等の評価は十分になされなかった。また、文科相による地方自治法に基づく是正の要求については、発動実績はないとされ²⁸、当該規定の必要性に疑義が示された。

(3) 私立学校に関する教育行政

知事が必要と認めるときに教育委員会に対して助言・援助を求めることができる規定については、「私立学校における教育に関する最低限の基準の確保の必要性と、私学の建学の精神や独自性等の尊重の両面に配慮して盛り込まれたもの」とされ²⁹、「必要が生じた場合は、知事は私学とよく話し合っ、私学の了解を取って専門家がいる教育委員会の助言、援助を求めることができると、こういう規定にした」との文科相の答弁がなされ、運用に当たっては、知事が私学と話し合った上で、教育委員会に助言を求めることとし、「知事が一方的に私学とは関係なしに助言を求めるということはしないようにという運用指針を出します」とされた³⁰。

(4) 教員の人事権

新地教行法案に規定されている県費負担教職員の人事権を都道府県から市町村の教育委員会に移譲することについて、総務相は「地方分権を推進する担当大臣として、本来であれば市町村に落としたい。しかし、そこにそういう広域的な人事の問題があるということだけは是非御理解をいただきたい」とし³¹、今後の検討事項とした。自治体間で意見が分かれている問題であり、平成17年10月に中教審が答申している人事権の中核市への移譲も実施されていない。広範な合意を得ながら移譲を進めることは、困難な状

況にある。

3. 教育職員免許法等改正案

(1) 教員免許更新制の導入(教育職員免許法)

【導入目的】更新制導入の目的は、その時々で必要とされる知識、技能を確実に身につけるためとされ、更新制を利用して不適格教員を排除するという考えには立っていないとされた³²。ただし、修了認定を受けられず、何度も講習を受けている場合には分限の対象となり得るとされ、その間は教壇に立てないのが常識的判断とされた³³。

【対象者】更新講習の対象者については、現に教員として採用されている者、採用内定を有するなど、教育職員に任用され、又は雇用されることとなる者に加え、各教育委員会において、非常勤職員の候補者リストに登載されている者など、非常勤教員等として採用される可能性がある者も受講可能の方向で検討するとの答弁がなされた³⁴。また、受入体制、経費等の問題から、「現に子どもと向き合う人たちにまず研修を受けよう」ため、上記以外のペーパーティーチャーは対象外とされた³⁵。

なお、省令で定められる更新講習の免除対象者は、最新の知識、技能があると認められる者というのが一つの判断基準であり、優秀教員として表彰をされた者、校長、教頭等教諭を指導する職にある者、勤務実績を勘案して受講する必要がないと認められる者が想定されるとし、今後、関係者の納得が得られる基準を検討していくとされた³⁶。

【費用】更新講習の受講費用は、1人3万円で年間30億円前後とされ³⁷、その費用負担については、教員免許が個人の資格である一方、国が新たに教員に義務を課すものであること等を踏まえ、他の免許制度の例も参考にしながら検討するとされた³⁸。

【受講機会】受講機会については、教員免許が個人の資格であることから、夏季休業中あるいは休日、年次休暇等を利用して行うべきであるとされた。ただし、職務専念義務の免除の研修扱いについては、議論も踏まえてよく検討するとの答弁もなされている³⁹。山間部や離島などの僻地については、夜間や週末での講習、サテライト教室、インターネットや通信教育の活用等弾力的な履修形態を検討するとされた⁴⁰。

【講習内容】更新講習の内容は、使命感や責任感、教育的愛情に関する事項、社会性や対人関係能力に関する事項、幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項、教科・保育内容等に関する事項とされた。また、講習開設の認定基準による質の確保や、講習内容に現場のニーズを反映させるため、事前のアンケートや事後評価の公表などの工夫を検討するとされた。さらに、教員として共通に求められる内容を中心に据えるが、学校段階や教科によって様々な講習内容が必要であり、講習を開設するに当たり、更新講習の対象とする学校種や教科の種類、講習内容の概要、開設の時期をあらかじめ分かるようにし、文科省のホームページ上で周知するとの答弁がなされた⁴¹。

【十年経験者研修との関係】現在、公立小学校等の教員は、在職10年をめぐりに十年経験者研修の受講が義務付けられている。そのため、同研修と更新講習との相違や、同研修に加えて、更新制を導入する意義などについて議論がなされた。十年経験者研修と更新講習との関係については、十年経験者研修が得意分野づくりを促すものとされたのに

対し、更新講習は教員として必要な最新の知識や技能を身に付けるものとされ、趣旨、目的等について性格も含めて異なるものとされた。ただし、更新講習が制度化された際には、十年経験者研修の在り方等について、引き続き存続する中で更新講習とのかかわりについて一部柔軟化等の方向で見直しを行うことも必要になってくるとの答弁がなされた⁴²。

【開設主体】更新講習の開設主体は、基本的には、教員養成を行う大学であり、都道府県教育委員会等も開設が可能であるとされた⁴³。文科副大臣からは、人件費を含んだ財政支援、経費負担を大学にする必要があるとの答弁がなされ、講習開設のための体制整備を含めた財政支援の在り方について検討するとされた⁴⁴。

【修了認定】修了認定については、講習を開設している各大学が、国の定めた修了認定基準に基づいて、講習修了の時点で、筆記試験あるいは実技試験を行って、修了を認定するとされた⁴⁵。講習の水準については、同時期に免許状が授与される方に求められる水準と理論的には同じレベルであるとの考えが示された⁴⁶。

【運用上の課題】今後は、これらの議論を踏まえて、細部が詰められるが、講習内容等については、中教審やパブリックコメントにかけられる⁴⁷。また、実施に向けては、対象となる教員や実施側の大学に対する支援、受講機会の確保、免許状の全国的なデータベース化なども大きな課題である。さらに修了認定基準や免除基準を明確にするとともに、教員や志望者などに制度を十分に周知し、過度な不安や不公平感を生まない運用が必要である。

(2) 指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育公務員特例法）

【認定基準】平成13年の地教行法改正により、指導が不適切な教員の事務職への転任制度が設けられて以来、指導が不適切な教員の人事管理システムが各都道府県で整備されてきた。「指導が不適切」の定義は、現行地教行法における定義との差はないとされた。また、「指導が不適切」な状態と公務員法上分限処分に該当する「適格性欠如」とは別の範疇であり、改正案においても、この考え方に変更はないとの答弁がなされた⁴⁸。なお、精神性疾患患者は、指導が不適切な教員の定義には入らないと確認された⁴⁹。

不適切との認定は、任命権者が行うが、文科省が任命権者の参考となるガイドラインを作成し、指導が不適切な状態の認定基準、指導が不適切な教員の認知、申請等の手続、認定後に実施される指導改善研修の意義や方法、指導改善研修終了後の措置などの事項が盛り込まれるとされた⁵⁰。

【本人からの意見聴取】認定に際しての対象教員からの意見聴取は、必要に応じ現在も行われているが、教員本人から書面又は口頭により意見を聴取する機会を設けることについて教育委員会規則で定めるよう通知するとされた。また、第三者からの意見聴取の方法に関して、会議等を設けて、専門家や保護者が一堂に会して意見を述べる機会を設けるということは、総合的、多角的に判断する上で有効であり、その趣旨を各都道府県教育委員会等に通知するとされた⁵¹。

【不服申立て】不服申立ての可否に関して、指導改善研修の対象となることについては、

研修を受けて、職場へ復帰できる道が開かれているから、そのこと自体が不利益だとは考えないとの答弁がなされた⁵²。

(3) 教員養成の充実

教員に対しては、更新講習や法定研修だけではなく、養成段階から充実を図る必要があるとの議論が与野党を通じて提起された。

政府からは、平成18年7月の中教審答申に基づき、教職実践演習の新設、必修化、教育実習の改善充実、教職課程の認定を受けている大学に対する是正の勧告や認定の取消し、教職大学院制度の創設といったことにより、教員養成課程の改善充実に引き続き努めるとの答弁がなされた⁵³。

なお、民主党は、教員の免許につき修士学位を要件とし、10年ごとに100時間の講習を義務付けること等を内容とする「教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案」を提出した。教員の免許に修士学位を要件とする理由については、教師の専門性向上や、教育実習を長期化する必要性などが挙げられた⁵⁴。修士を要件としたことによる新たな経済的負担の軽減策、高学歴化に伴い職業選択の幅が狭まる労働慣行の中での実効性、8割が短大卒であり数年の在職で退職している事例が多い幼稚園教諭まで修士の学位を要求する理由、100時間の講習実施の実現可能性等が論点となった。

教員養成・採用・研修を通じた資質向上が重要であることは、与野党共通の認識であるが、どの段階に、どの程度のコストをかけていくのか、また、そのコストを誰が負担するのかについて見解の相違が明らかとなった。

4. 教育財政等

(1) 教員の定数改善・給与の在り方

40年ぶりに文科省による教員の勤務実態調査が行われ、教員の多忙化が明らかになった中で、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するためには、学教法等改正案に新たに規定された副校長等による組織力の充実のほか、事務の外部委託、ボランティアの活用やICT化を通じた教員の事務負担の軽減に加え、教員増が必要であるとの議論がなされた。

昨年成立した行革推進法には、公立学校の教職員に関して、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずる旨の規定があり、第8次教職員定数改善計画は凍結されたままである。

民主党は、「学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（以下「教育環境整備法案」という。）を提出し、その中で、行革推進法の規定を削除することとしており、教育再生が最重要課題であるのなら、政府も削除すべきだと要求した。これに対し、文科相は、行革推進法を削除するやり方もあるが、「予算編成の中で総理が決断をされて、予算関連法案としていずれその措置をするやり方もあります」とし、内閣として国会の議論等を受け止めて年末の予算編成に当たると答弁した⁵⁵。

教員給与の在り方については、行革推進法により人材確保法の廃止も含めた見直しを平成 18 年度中に行うと規定されているが、18 年度中には結論が出なかった。本年 3 月に中教審答申「今後の教員給与の在り方について」が出され、「メリハリのある教員給与体系の構築」が課題となっている。なお、教育環境整備法案では、人材確保法見直し規定の削除も定められている。政府からは、人材確保法について、他の地方公務員に対する 2.76%の優遇分を廃止するとし、今後は「2.76 を上回るものを措置するか、別途措置するかどうかということは、これは予算編成過程で議論をさせていただきたい」との答弁がなされている⁵⁶。

(2) 教育予算の拡充

民主党は教育環境整備法案を「日本国教育基本法案」に明記されている教育財政の充実の理念を具体化するものとして提出し、教育予算の増額を主張した。

また、安倍政権が教育を最重要課題として取り組む以上は、教育予算の増額が必要であるとの要望が、与野党を問わずなされた。これに対して総理は、財政再建の命題を背負い各分野の予算を削っている中で、全体の財政規律を緩めるわけにはいかないとし、「効率化を徹底しながら、メリハリを付けて、そして本当に必要な、真に必要な教育予算は確保していくと。これは私も教育の再生は最優先と言っている以上は、どうかこの私の気持ちはお汲み取りいただきたい」と答弁し⁵⁷、教育予算を増額するとの明言はなかった。

なお、平成 19 年 6 月 19 日、教育再生関連 3 法案の参議院文教科学委員会での採決直後に閣議決定された「骨太の方針 2007」では、教育再生の項目の中で、「効率化を徹底しながら、メリハリを付けて教育再生に必要な予算について財源を確保する必要がある」と盛り込まれた。

また、改正教育基本法で規定された教育振興基本計画についても、予算の裏付けが必要であるとのことから、年末の予算編成を見据えて国会へ報告するものとしており⁵⁸、中長期的な財源計画がどのように示されるのか大いに注目される。

*

なお、本稿で取り上げた論点を中心に、附帯決議が付されている（参 22、衆 11 項目）。

1 戸田 浩史「教育再生関連法案」『立法と調査』268号 11～19頁
2 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 9 号（その 1）35～36 頁（平 19.5.10）
3 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 12 号 14～15 頁（平 19.5.16）
4 第 166 回国会参議院文教科学委員会議録第 16 号 21 頁（平 19.5.31）
5 第 166 回国会衆議院議録第 23 号 7～9 頁（平 19.4.17）
6 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 9 号（その 1）7 頁（平 19.5.10）
7 第 166 回国会参議院文教科学委員会議録第 15 号 25 頁（平 19.5.29）
8 第 166 回国会参議院文教科学委員会議録第 18 号 28～29 頁（平 19.6.7）
9 第 166 回国会参議院文教科学委員会公聴会議録第 1 号 11～12 頁（平 19.6.15）
10 第 166 回国会参議院文教科学委員会議録第 20 号 5 頁（平 19.6.19）
11 第 166 回国会参議院文教科学委員会議録第 17 号 28 頁（平 19.6.5）

- 12 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 14 号 24～25 頁(平 19.5.24)
- 13 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 20 号 5～6 頁(平 19.6.19)
- 14 第 166 回国会参議院会議録第 27 号 11 頁(平 19.5.21)
- 15 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 15 号 26～27 頁(平 19.5.29)
- 16 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 20 号 5 頁(平 19.6.19)
- 17 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 19 号 (その 1) 23～24 頁(平 19.6.14)
- 18 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 2 号 7 頁(平 19.4.20)
- 19 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 14 号 22 頁(平 19.5.24)
- 20 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 12 号 6 頁(平 19.5.16)
- 21 第 166 回国会衆議院会議録第 23 号 16 頁(平 19.4.17)
- 22 第 166 回国会衆議院会議録第 23 号 12 頁(平 19.4.17)
- 23 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 16 号 28～29 頁(平 19.5.31)
- 24 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 4 号 34 頁(平 19.4.25)
- 25 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 19 号 (その 1) 12 頁(平 19.6.14)
- 26 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 16 号 35 頁(平 19.5.31)
- 27 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 19 号 (その 1) 13～14 頁(平 19.6.14)
- 28 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 4 号 21～22 頁(平 19.4.25)
- 29 第 166 回国会衆議院会議録第 23 号 12 頁(平 19.4.17)
- 30 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 17 号 27～28 頁(平 19.6.5)
- 31 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 15 号 17～18 頁(平 19.5.29)
- 32 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 4 号 25 頁(平 19.4.25)
- 33 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 4 号 29 頁(平 19.4.25)
- 34 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 17 号 22 頁(平 19.6.5)
- 35 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 6 号 17 頁(平 19.4.27)
- 36 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 15 号 33 頁(平 19.5.29)
- 37 第 166 回国会衆議院会議録第 23 号 8 頁(平 19.4.17)
- 38 第 166 回国会参議院会議録第 27 号 5 頁(平 19.5.21)
- 39 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 17 号 23～24 頁(平 19.6.5)
- 40 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 2 号 17 頁(平 19.4.20)
- 41 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 16 号 30 頁(平 19.5.31)
- 42 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 14 号 15～16 頁(平 19.5.24)
- 43 第 166 回国会衆議院会議録第 23 号 12 頁(平 19.4.17)
- 44 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 16 号 30～31 頁(平 19.5.31)
- 45 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 4 号 27～28 頁(平 19.4.25)
- 46 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 19 号 (その 1) 29 頁(平 19.6.14)
- 47 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 16 号 30 頁(平 19.5.31)
- 48 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 19 号 (その 1) 27 頁(平 19.6.14)
- 49 第 166 回国会衆議院教育再生に関する特別委員会議録第 6 号 16 頁(平 19.4.27)
- 50 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 14 号 29 頁(平 19.5.24)
- 51 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 16 号 32 頁(平 19.5.31)
- 52 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 14 号 29～30 頁(平 19.5.24)
- 53 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 17 号 7～8 頁(平 19.6.5)
- 54 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 14 号 14 頁(平 19.5.24)
- 55 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 13 号 13 頁(平 19.5.22)
- 56 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 20 号 27～28 頁(平 19.6.19)
- 57 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 20 号 26 頁(平 19.6.19)
- 58 第 166 回国会参議院文教科学委員会会議録第 20 号 26～27 頁(平 19.6.19)